

=====

社会保障と税の一体改革についての経緯

=====

社会保障制度改革国民会議をはじめ関係する審議会等、政府（行政）の動向を収集、整理して、「社会保障制度改革情報」として発信します！

昨年成立しました社会保障・税一体改革関連法にもとづき、昨年 11 月「社会保障制度改革国民会議」が設置されました。民主・自民・公明の 3 党合意文書では、「医療の改革」、「介護の改革」、「年金の改革」、「少子化対策」の 4 つを検討項目としており、その項目にもとづき 2013 年 8 月を期限にして現在検討が進められています。今後の社会保障制度の根幹となる改革の検討状況の情報を収集、整理等を行い、その情報をもとに市民自らが改革の議論を見据え、取組むための材料としたいと思います。

今回は、その準備号-1 として、社会保障と税の一体改革の経過などを紹介します。

I 社会保障と税の一体改革の概要

社会保障と税の一体改革の概要を、内閣官房社会保障改革担当室社会保障制度改革国民会議事務局『社会保障制度改革国民会議について』（平成 25 年 1 月 22 日）よりまとめるとおおよそ以下のようです。

1. 全体像

- (1) 子ども・子育て関係
 - 1) 子ども・子育て支援法
 - 2) 認定子ども園法改正法
- (2) 年金関係
 - 1) 年金機能強化法
 - 2) 被用者年金一元化法
- (3) 税制関係
 - 1) 国税改正法
 - 2) 地方税改正法
- (4) 社会保障制度改革推進法

2. 社会保障制度改革推進法の概要（2012.8.10 成立 8.22 施行）

（1）目的（第1条）

「平成 21 年度税制改正法附則 104 条の規定の趣旨を踏まえて安定財源を確保しつつ受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障の確立を図るため、社会保障制度改革の基本的事項を定めるとともに、社会保障制度改革国民会議を設置すること等により、改革を総合的かつ集中的に推」

（2）基本的な考え方・国の責務（第2～3条）

- ① 自助・共助・公助の最適な組み合わせ、家族相互・国民相互の助け合いの仕組みを通じて自立生活の実現を支援
- ② 機能の充実と重点化・効率化、負担の増大を抑制しつつ持続可能な制度を実現
- ③ 年金・医療・介護は社会保険制度を基本、国・地方の負担は保険料負担の適正化充当
- ④ あらゆる世代が広く公平に負担を分かち合う観点から、消費税・地方消費税を充当

（3）改革の実施、目標時期（第4条）

政府は法律施行後 1 年以内に国民会議の審議結果等を踏まえ必要な法制上の措置

（4）改革の基本方針（第5～8条）

- ① 公的年金 国民会議で検討・結論 年金記録問題への対処、社会保障番号制の早期導入
- ② 医療保険制度 国民皆保険制度維持 国民負担増大抑制と必要な医療の確保
医療保険制度の財政基盤の安定化 個人の尊厳と患者の意思を尊重する医療の在り方
高齢者医療制度については状況を踏まえ必要に応じて国民会議で検討
- ③ 介護保険制度 介護サービスの効率化・重点化 保険料負担の増大の抑制と必要な介護サービスの確保
- ④ 少子化対策 人生の各段階に応じた支援 待機児童解消策等の推進に向けた法制上・財政上措置

（5）社会保障制度改革国民会議（第9～15条）

内閣に設置 委員 20 人以内 設置期限は施行日から 1 年以内

（6）生活保護制度の見直し（附則第2条）

不正受給への厳格な対処を早急に 生活困窮者対策、生活保護制度の見直しの総合的な取り組み

II 三党実務者協議

一体改革を推進するために民主党・自由民主党・公明党三党実務者協議が持たれています。公表されているいくつかの協議内容を紹介します。

1. 平成 24 年 6 月 15 日 確認書

- 1) 今後の公的年金制度、今後の高齢者医療制度にかかる改革については、あらかじめその内容等について三党間で合意に向けて協議する。
- 2) 低所得高齢者・障害者等への福祉的な給付に係る法案は、消費税率引き上げまでに成立させる。
- 3) 交付国債関連の規定は削除する。交付国債に代わる基礎年金国庫負担の財源については、別途、政府が所要の法的措置を講ずる。

2. 平成 24 年 11 月 16 日 検討項目

○ 医療の改革

- ① 健康の維持増進、疾病の予防及び早期発見等を積極的に促進するとともに、医療従事者、医療施設等の確保及び有効活用等を図ることにより、国民負担の増大を抑制しつつ必要な医療を確保
- ② 医療保険制度について、財政基盤の安定化、保険料に係る国民の負担に関する公平の確保、保険給付の対象となる療養の範囲の適正化等を実施
- ③ 医療の在り方について、個人の尊厳が重んぜられ、患者の意思がより尊重されるよう必要な見直しを行い、特に人生の最終段階を穏やかに過ごすことができる環境を整備
- ④ 今後の高齢者医療制度にかかる改革

○ 介護の改革

介護保険の保険給付の対象となる介護サービスの範囲の適正化等による介護サービスの効率化及び重点化を図るとともに、低所得者をはじめとする国民の保険料に係る負担の増大を抑制しつつ必要な介護サービスを確保

○ 年金の改革

- ① 今後の公的年金制度にかかる改革
- ② 現行年金制度の改善
(低年金・無年金者対策、厚生年金の適用拡大、被用者年金一元化等)

○ 少子化対策

社会保障制度の基盤を維持するための少子化対策を総合的かつ着実に実施

3. 平成 25 年 1 月 16 日時点での社会保障制度に関する実務者協議構成員

自民党	野田 毅	鴨下一郎	宮沢洋一	福岡資麿
公明党	石井啓一	渡辺孝男	古屋範子	
民主党	長妻 昭	山井和則	梅村 聡	

Ⅲ 若干のコメント[市民委員会]

6 月 15 日確認書において、公的年金制度、高齢者医療制度について、あらかじめその内容について三党間協議、としているがその状況にない。

民主党はあらかじめの三党協議を主張しているが、自公は社会保障制度改革国民会議の結論を待つ意向か。

